色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき」に改め、「と記載する。」の下に「ただし、「【商標の詳細な説明】」の欄に、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載した場合には、説明書に記載するには及ばない。」を加え、同備考を同様式の備考19とし、同様式の備考11を備考18とし、同様式の備考10を同様式の備考15とし、同備考の次に次のように加える。

16　商標法第５条第４項の規定により商標の詳細な説明を記載するときは、「【動き商標】」、「【ホログラム商標】」、「【色彩のみからなる商標】」、「【音商標】」又は「【位置商標】」の欄の次に「【商標の詳細な説明】」の欄を設けて記載する。ただし、第４条の８第１項各号に掲げる商標以外の商標の商標登録出願についての願書には、「【商標の詳細な説明】」の欄を設けてはならない。

17　「【商標の詳細な説明】」の欄には、文字及び符号のみを記載し、図、表等を記載してはならない。

様式第二の備考９中「加える」の下に「（備考９、10及び14に該当するときを除く。）」を加え、同備考を同様式の備考11とし、同備考の次に次のように加える。

12　色彩のみからなる商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【色彩のみからなる商標】」の欄を加える（備考９及び10に該当するときを除く。）。

13　音商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【音商標】」の欄を加える。

14　位置商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【位置商標】」の欄を加える（備考９及び10に該当するときを除く。）。

様式第二の備考８の次に次のように加える。

9　動き商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【動き商標】」の欄を加える。

10　ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【ホログラム商標】」の欄を加える。

様式第二の備考46の次に次のように加える。

47　商標法第５条第４項の規定により経済産業省令で定める物件を添付するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第５条第４項の物件」と記載する。

様式第四の備考４中「とする。」の下に「この場合において、商標法第68条第１項において準用する同法第10条第１項の規定による防護標章登録出願をする場合であつて、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。」を加える。

様式第五の備考５中「商標の」を「商標及び商標の詳細な説明の」に、「の欄の次に」を「及び「【商標の詳細な説明】」の欄の次にそれぞれ」に改め、「。」と記載する」の下に「。同条の規定により商標法第５条第４項の物件の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第５条第４項の物件」と記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する」を加え、「省略する、」を「省略する。」に改める。

様式第六の備考４中「同様とする。」の下に「この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。また、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によつて記載したものである場合は、商標の詳細な説明の記載は、日本語でしなければならない。」を加える。

様式第七の備考２中「同様とする。」の下に「この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。」を加える。

様式第八の二の備考６中「13から18まで、20、23、25及び34から38」を「20から25まで、27、30、32及び41から45」に、「備考16」を「備考23」に改める。

様式第九の備考６中「同様とする。」の下に「この場合において、商標法第68条第２項において準用する同法第17条の２第１項において準用する意匠法第17条の３第１項に規定する防護標章登録出願をするときは、当該防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。」を加える。

様式第九の二を次のように改める。

様式第９の２（第４条の８関係）

【書類名】　商標法第５条第４項の物件提出書（国際商標登録出願）
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
（特許庁審判長　　殿）
（特許庁審査官　　殿）
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【提出物件の目録】
【物件名】　商標法第５条第４項の物件　　1

〔備考〕

1　「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

2　「【出願番号】」には、「国際登録第○○○○○○○○号」又は「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○○号」のように記載する。

3　「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。

4　「【提出者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【提出者】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【提出者】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

5　「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【代理人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

6　その他は、様式第２の備考１から４まで、21、23、30から32まで及び41から44までと同様とする。